



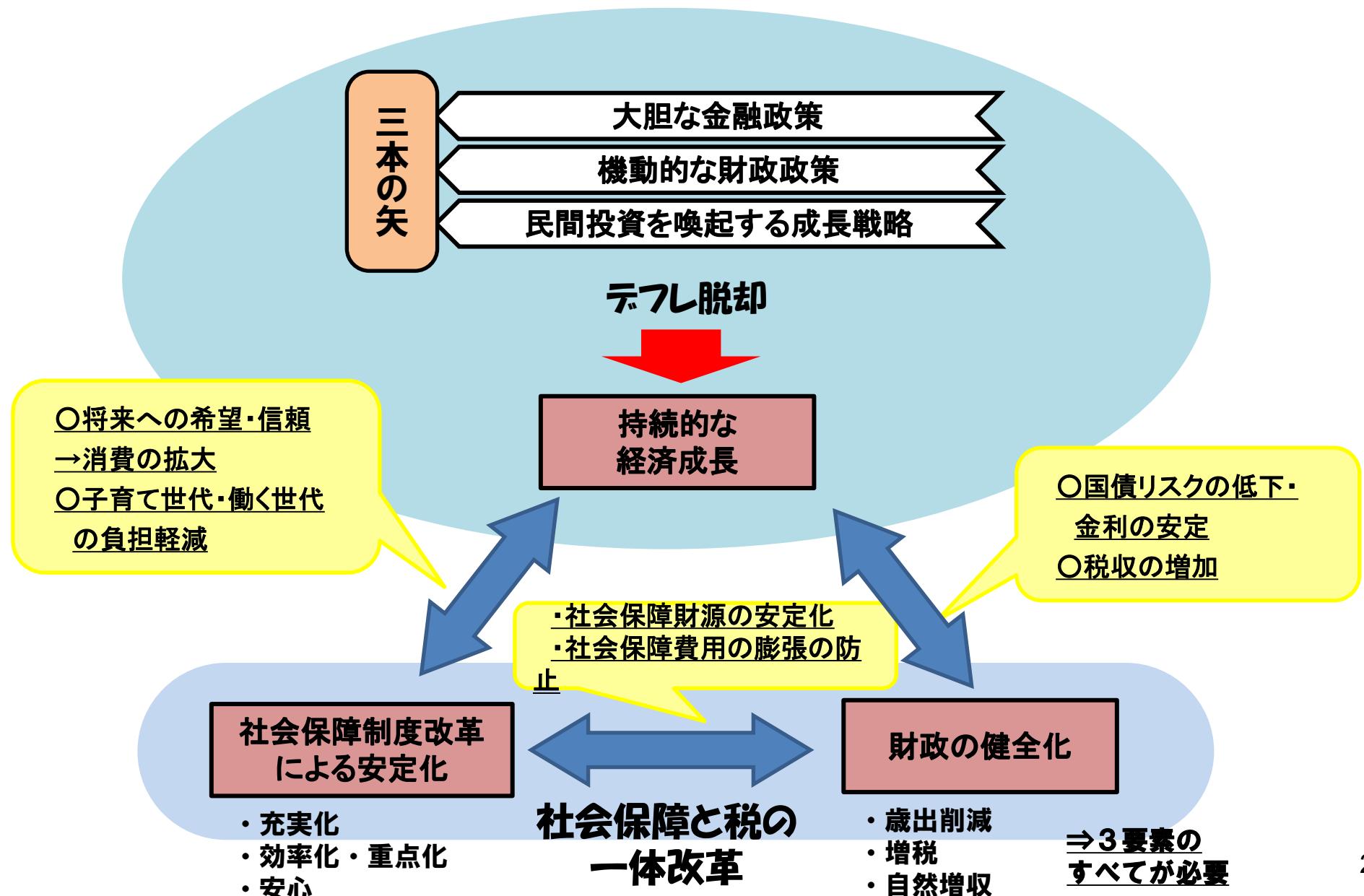
# 社会保障と税の一体改革

平成26年2月20日

東海財務局 岐阜財務事務所長 竹村 義弘

1. アベノミクス、社会保障と税の一体改革の  
新たな好循環の実現(これまでの大きな流れ)

# アベノミクス、財政健全化、社会保障制度の安定化の新たな好循環の実現



# 安倍政権における主な経済財政政策

	金融政策	財政政策(予算・税制・財政)	成長戦略	社会保障改革
平成25年1～5月	・政府・日銀の共同声明(1月22日) ・「量的・質的金融緩和」の導入(4月4日)	・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(1月11日閣議決定) ・24年度補正予算(1月15日閣議決定、2月26日成立) ・25年度当初予算(1月29日閣議決定、5月15日成立) ・25年度税制改正(1月29日閣議決定、3月29日成立)		
6月		・「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」(6月14日閣議決定)	・「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)	
8月		・「中期財政計画」(8月8日閣議了解) ・「中長期の経済財政に関する試算」(8月8日経済財政諮問会議提出)		・社会保障制度改革国民会議報告書(8月6日) ・社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について(8月21日閣議決定)
10月		・「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(経済政策パッケージ)(10月1日閣議決定)	・「成長戦略の当面の実行方針について」(10月1日日本経済再生本部決定)	
12月		・「好循環実現のための経済対策」(12月5日閣議決定) ・25年度補正予算(12月12日閣議決定、2月6日成立) ・26年度当初予算(12月24日閣議決定) ・26年度税制改正(12月24日閣議決定)	・「経済の好循環実現に向けた政労会使議」の共通認識とりまとめ(12月20日)	・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(12月5日成立)
平成26年1月		・「中長期の経済財政に関する試算」(1月20日経済財政諮問会議提出)	・「産業競争力の強化に関する実行計画」(1月24日閣議決定) ・「成長戦略進化のための今後の検討方針」(1月20日産業競争力会議決定)	・社会保障制度改革推進本部(1月12日発足)
4月		・消費税率8%へ引上げ(4月1日)		

# デフレ脱却・経済再生に向けた主な予算・税制措置

日本の競争力の強化のため、大胆に重点化を図った予算、次元の異なる対応を行った税制となっている。

## I 雇用・所得・消費の拡大

### □雇用・所得の拡大

- ・女性・若者等の雇用拡大・賃上げ促進、人材育成等(25補)
- ・所得拡大促進税制の創設(25税)・拡充(26税)
- ・復興特別法人税の1年前倒し廃止(26税)

### □消費の拡大

- ・住宅ローン減税等の拡充(25税)
- ・一般の住宅取得に係る給付措置(25補)
- ・交際費課税の緩和(26税)

### □子育て支援、低所得者対策

- ・子育て世帯に対する臨時特例給付措置(25補)
- ・「待機児童解消加速化プラン」の推進、保育緊急確保事業(26予)
- ・簡素な給付措置(25補)

## II 民間投資の活性化 産業の新陳代謝の促進

### □設備投資の拡大

- ・新ものづくり補助金(25補)
- ・リースによる先端設備投資支援(25補)
- ・生産等設備投資促進税制の創設(25税)
- ・生産性向上設備投資促進税制の創設(26税)

### □研究開発の促進

- ・革新的研究開発推進プログラムの創設(25補)
- ・総合科学技術会議の司令塔機能強化(内閣府に調整費を創設)(26予)
- ・研究開発税制の拡充(25税)(26税)

### □産業の新陳代謝の促進

- ・ベンチャー投資促進税制の創設(26税)
- ・事業再編促進税制の創設(26税)

## III 地域経済の活性化、中小企業や被災地への支援

### □地域経済の活性化

- ・地域の成長力の底上げ等を図る社会資本等の総合的整備(25補)(26予)
- ・がんばる地域交付金(25補)
- ・農地集約化事業(25補)(26予)
- ・地域材利用促進対策(25補)

### □中小企業への支援

- ・創業・ベンチャー支援(25補)(26予)
- ・中小企業の資金繰り支援(25補)(26予)
- ・中小企業投資促進税制の拡充(26税)
- ・転稼対策特別措置法の施行

### □被災地への支援

- ・東日本大震災復興交付金(25補)(26予)
- ・福島再生加速化交付金の創設・除染の加速化等(25補)(26予)
- ・復興支援のための税制上の対応(25税)(26税)

## 2. 消費税引き上げとそれに伴う対応

# 消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について(平成25年10月1日閣議決定)の概要

- 消費税率(国・地方)を平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認する。
- 消費税率の引上げによる反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージを決定。

## 1. 経済状況と持続的な経済成長に向けた取組

- 政府は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生に向けて「三本の矢」を一体として強力に推進。
- 経済財政諮問会議意見に示されているとおり、景気は緩やかに回復。物価の動向を総合してみると、デフレ状況ではなくなりつつある。先行きについても、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。
- 「経済政策パッケージ」(後述)に取り組み、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとする。

## 2. 財政状況等

- 我が国財政は厳しい状況。社会保障関係費の増大などにより悪化。
- 政府は財政健全化目標を設定。「中期財政計画」に従い、財政健全化目標達成を目指す。
- 国民に負担増を求める際に、各分野の歳出において無駄があるといった批判を招かないよう取り組む。

## 3. 社会保障制度改革

- 本年8月に「法制上の措置の骨子」についてを決定。消費税増収分と社会保障給付の重点化・効率化により必要な財源を確保しつつ、社会保障制度改革を行う。
- 政府は、この骨子に基づく法律案を速やかに策定し、次期国会冒頭に法案を提出。

## 4. 消費税率引上げにあたっての対応

消費税率の引上げにあたっては、税収増を社会保障の充実・安定化に充てるのみならず、デフレ脱却と経済再生に向けた取組みを更に強化するため、以下について、「経済政策パッケージ」として取り組む。

### (1) 成長力底上げのための政策

①成長戦略関連施策の当面の実行方針 ②投資減税措置等：設備投資減税・研究開発減税、事業再編促進税制、ベンチャーファンドへの投資を促す税制の創設等。

### (2) 「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

- 企業収益の拡大が賃金上昇や雇用拡大による消費拡大・投資増加につながる好循環を実現するため、政府は、9月20日に立ち上げた「経済の好循環実現に向けた政労会使議」等において取組を進める。
- 所得拡大促進税制について、企業による賃金引上げの取組を強力に促進するため、拡充を行う。
- 足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止について検討する。その検討にあたっては、税収の動向などを見極めて復興特別法人税に代わる復興財源を確保すること、国民の理解、なかでも被災地の方々の十分な理解を得ること、及び復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につなげられる方策と見通しを確認すること等を踏まえたらうえで、12月中に結論を得る。

### (3) 新たな経済対策の策定

- 消費税率引上げに伴う駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力を底上げして成長軌道に早期に復帰できるよう、反動減等に対応した給付措置(後述)とあわせて、新たな経済対策を策定する。
- 来年度4~6月期に見込まれる反動減を大きく上回る5兆円規模とし、3%の消費税率引上げによる影響を大幅に緩和するとともに、経済の成長力の底上げ、成長軌道への早期の復帰に対応。
- その中で、競争力強化策、高齢者・女性・若者向け施策、復興、防災・安全対策の加速などを措置すべく、今後、来年度予算とあわせて具体化し、景気や税収の動向を見極めた上で、12月上旬に新たな経済対策として策定する。
- その上で、これらの施策を実行するための平成25年度補正予算を、来年度予算とあわせて編成する。
- また、来年度予算においても、経済成長に資する施策に重点化する。

### (4) 簡素な給付措置

市町村民税非課税者2,400万人に1万円支給。老齢基礎年金(65歳以上)の受給者等に5,000円を加算。

### (5) 住宅取得等に係る給付措置(給与収入約500万円以下の住宅購入者に10~30万円給付)

被災地は標準的な負担増額を給付。車体課税の見直し

### (6) 転稼対策

消費税の円滑かつ適正な転稼を確保するため、実効性ある対策を推進。

### (7) 復興の加速等(再掲)

①新たな経済対策の中で復旧・復興の加速に取り組み、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算で予算措置を講じる。

②その対策の中で、復興特別法人税を廃止する場合は復興財源を補填する。③被災者の住宅再建に係る給付措置を行う。

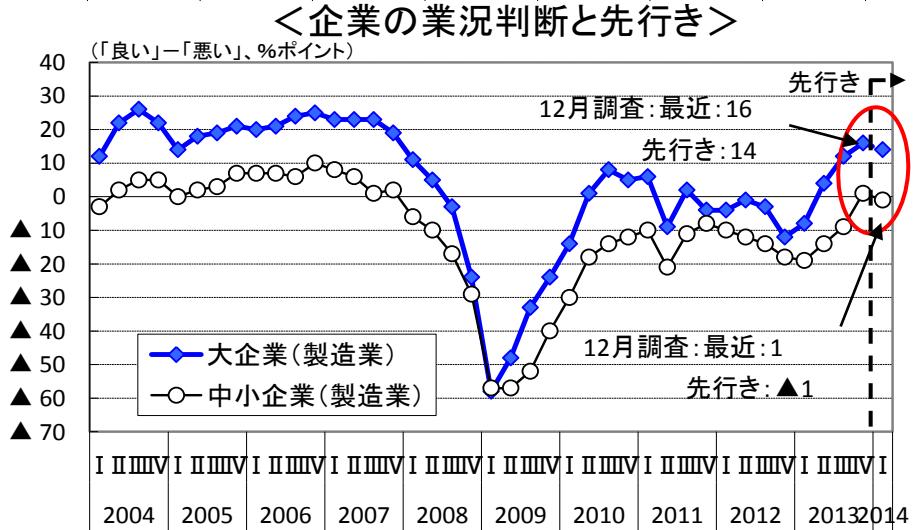
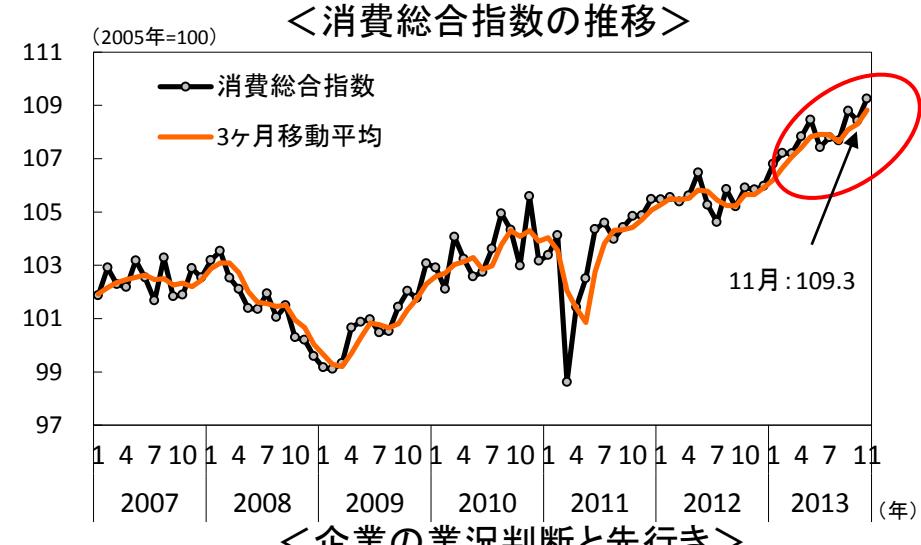
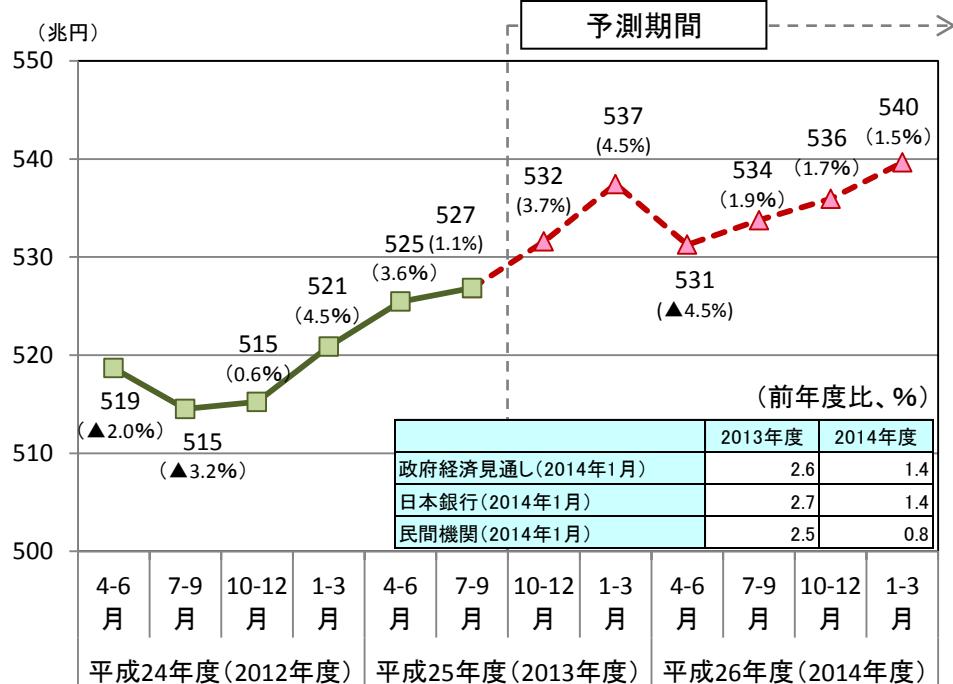
## (1) 経済状況

# 経済状況(GDP、消費、業況判断)

○これまでの政策の効果もあって、景気は緩やかに回復している。

○先行きについても、景気の回復基調が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

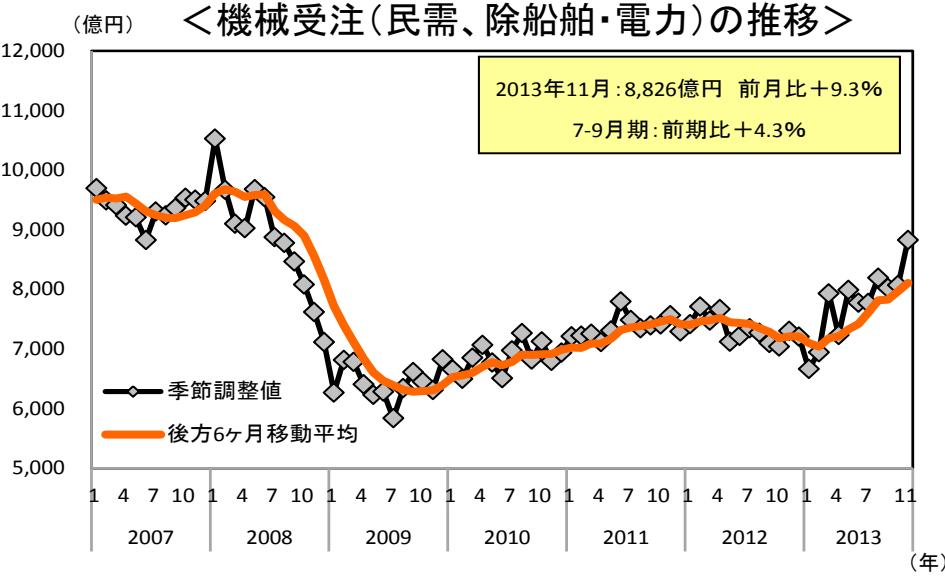
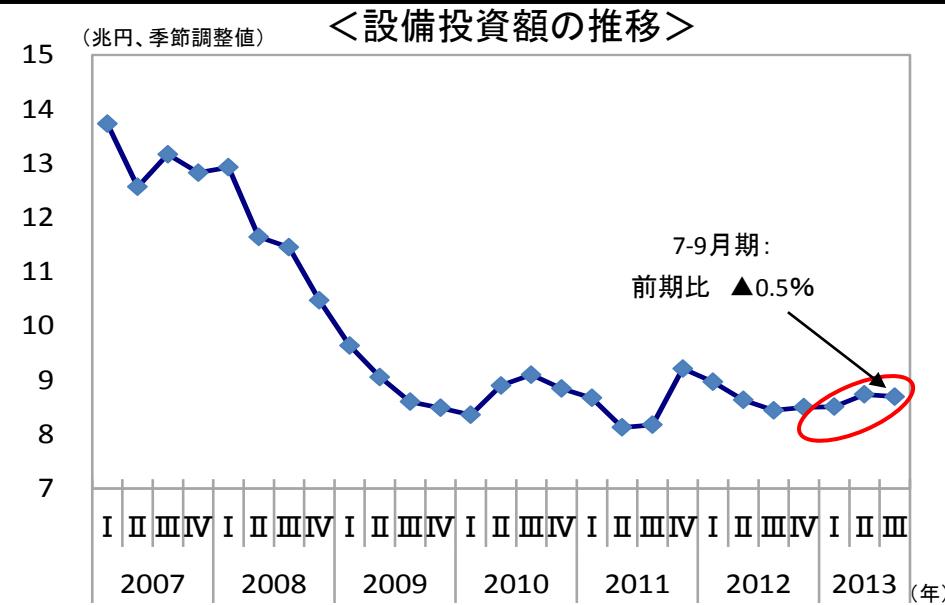
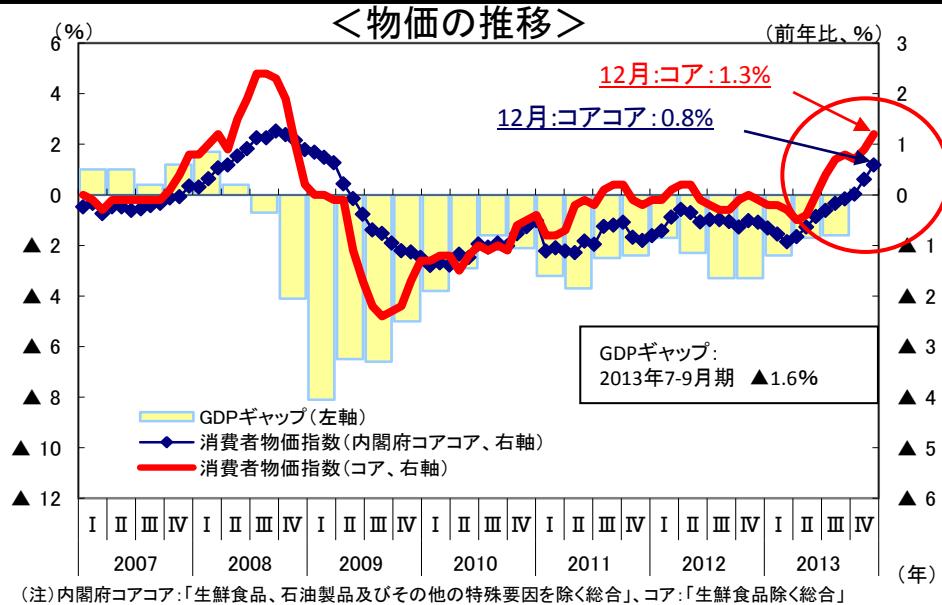
＜実質GDPの推移＞



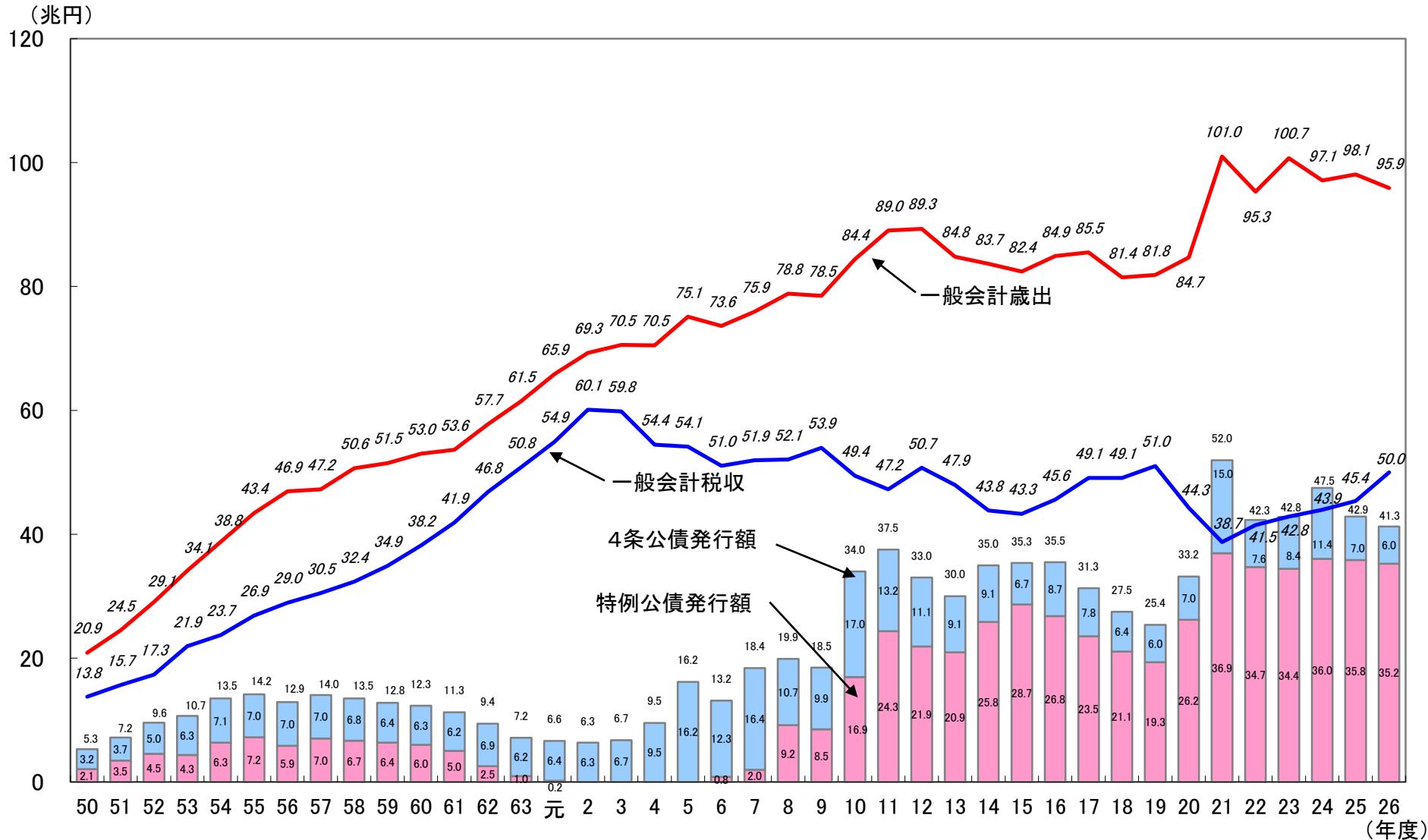
# 経済状況(物価、雇用、設備投資)

○物価は底堅く推移しており、デフレ脱却に向けて着実に前進している。 ○設備投資は、持ち直している。

○雇用情勢は改善しており、失業率は3%台へと低下、有効求人倍率は1.03倍に到達した。



## (2) 財政狀況



(注1) 平成24年度までは決算、平成25年度は補正後予算案、平成26年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援するための臨時特別公債、平成6~8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

## I. 基本認識

- 今後10年間(2013年度から2022年度)の平均で、名目GDP3%程度、実質GDP2%程度の成長を目指す。民需主導の持続的成長と財政健全化の好循環を目指していく。

## II. 財政健全化に向けた目標

- 国・地方の基礎的財政収支(以下、PB)について、①2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、②2020年度までに黒字化、③その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

## III. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて

### 1 基本的な取組

- 国・地方のPB赤字の大宗を占める国の一般会計のPB赤字について改善を図る必要。
- 国的一般会計PBについて、少なくとも平成26・27年度の各年度4兆円程度改善。26年度予算においては▲19兆円程度、27年度予算においては▲15兆円程度とし、これをもって、半減目標を達成。
- 新規国債発行額については、平成26年度、平成27年度において、それぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力。
- 地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の一般財源の総額については、平成26年度、平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

### 2 歳出面・歳入面の取組

- 社会保障:人口高齢化等による増勢がある中で、極力全体の水準を抑制。年金マクロ経済スライド発動の前提となる特例水準の解消、後発医薬品の使用促進に具体的な進捗がみられるよう取り組む。
- 社会資本整備:投資効果の高い事業への重点化を図るなど、選択と集中を徹底。
- 地方財政:経済再生にあわせリーマン後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要。

## IV. 平成32年度(2020年度)の目標達成に向けて

- 平成27年度(2015年度)までの取組と同様に、一般会計上のPBを改善し、黒字化させる。
- 各年度の予算において、歳出面では、無駄の排除などでPB対象経費を極力抑制し、経済成長によりGDPを増大させることで、PB対象経費の対GDP比を逓減させていく。歳入面では、経済成長を通じて税収の対GDP比の伸長を図る。さらに、増大する社会保障は、制度改革を含めた歳出・歳入両面の取組によって財源を確保することを検討。

# 中長期の経済財政に関する試算(中長期試算)の概要

財政事情

※ 平成26年1月20日 経済財政諮問会議提出(内閣府)

## 経済に関するシナリオ、財政面における主要な想定

### ○ 経済に関するシナリオ(「経済再生ケース」と「参考ケース」の2ケース)

- ・「経済再生ケース」:「三本の矢」の効果が着実に発現し、今後10年(2013~2022年度)の平均成長率は、実質2%程度、名目3%程度
- ・「参考ケース」:内外経済がより緩やかな成長経路となり、今後10年(同上)の平均成長率は、実質1%程度、名目2%程度

### ○ 財政面における主要な想定

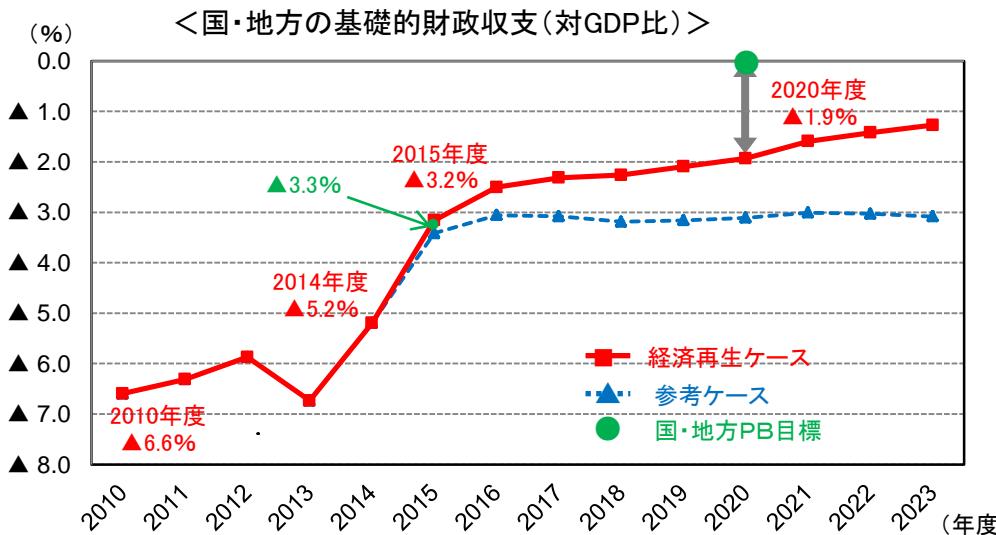
- ・2015年度については、「中期財政計画」を踏まえ、一般会計の基礎的財政収支(PB)の改善努力(少なくとも4兆円程度改善)。
- ・消費税率(国・地方)については、現行法を踏まえ、2015年10月1日より10%へ引上げ。

(※) 消費税率の10%への引上げについては、税制抜本改革法附則第18条にのっとって、経済状況等を総合的に勘案して、判断を行う。

## 試算結果

○「経済再生ケース」では、2015年度の国・地方PBは対GDP比▲3.2%程度で、PB赤字対GDP比半減目標達成(2010年度(▲6.6%)からの半減)。2020年度の国・地方PBは対GDP比▲1.9%程度で、黒字化目標の達成のためには、更なる収支改善が必要。

○「参考ケース」では、「経済再生ケース」に比べて税収が低い一方で、歳出は「経済再生ケース」と同額を想定しており、2015年度の国・地方PBは対GDP比で▲3.4%程度で、PB赤字対GDP比半減目標達成のためには、更なる収支改善努力が必要。



＜国の一般会計の姿(「経済再生ケース」)＞

(単位:兆円)

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)
(A) 税収等	52.6	54.6	59.9
(B) PB 対象経費	76.3	72.6	74.4
一般会計におけるPB (C)=(A)-(B)	▲ 23.7	▲ 18.0	▲ 14.5

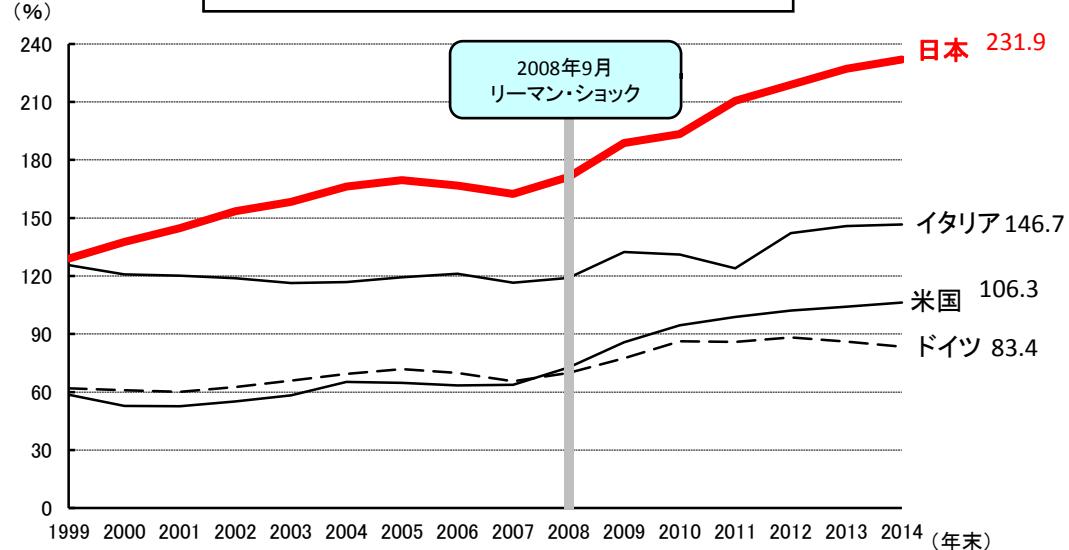
2013年度当初予算の▲23.2と比較すると、  
5.2兆円改善

3.5兆円改善

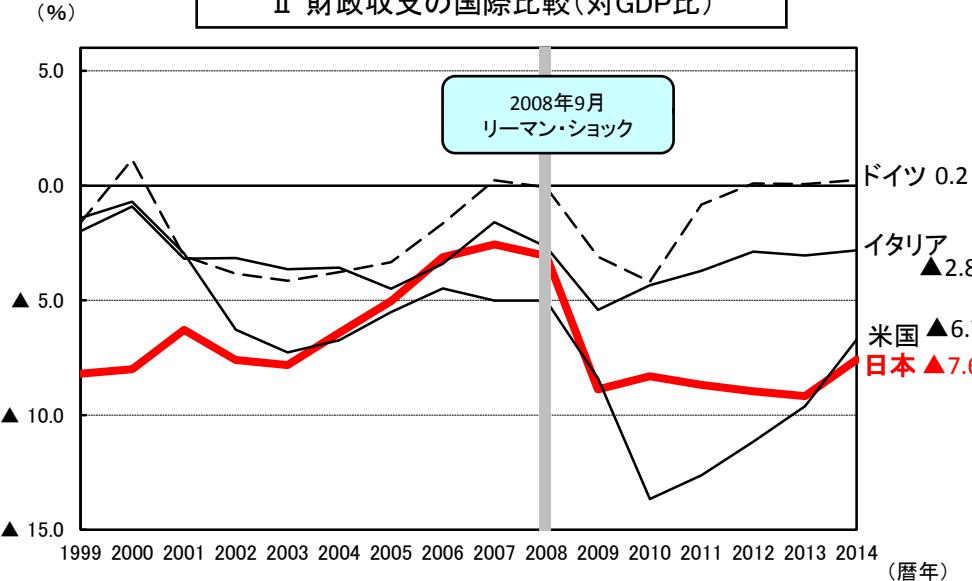
(注)復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

## 財政の現状 –債務残高と財政収支の推移–

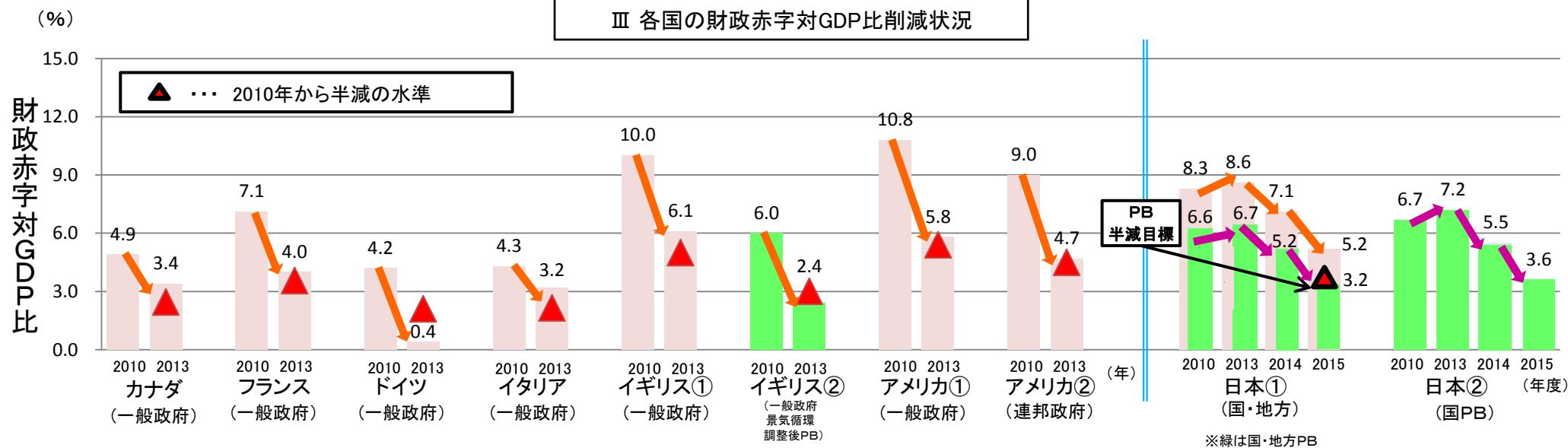
I 債務残高の国際比較(対GDP比)



II 財政収支の国際比較(対GDP比)



III 各国の財政赤字対GDP比削減状況

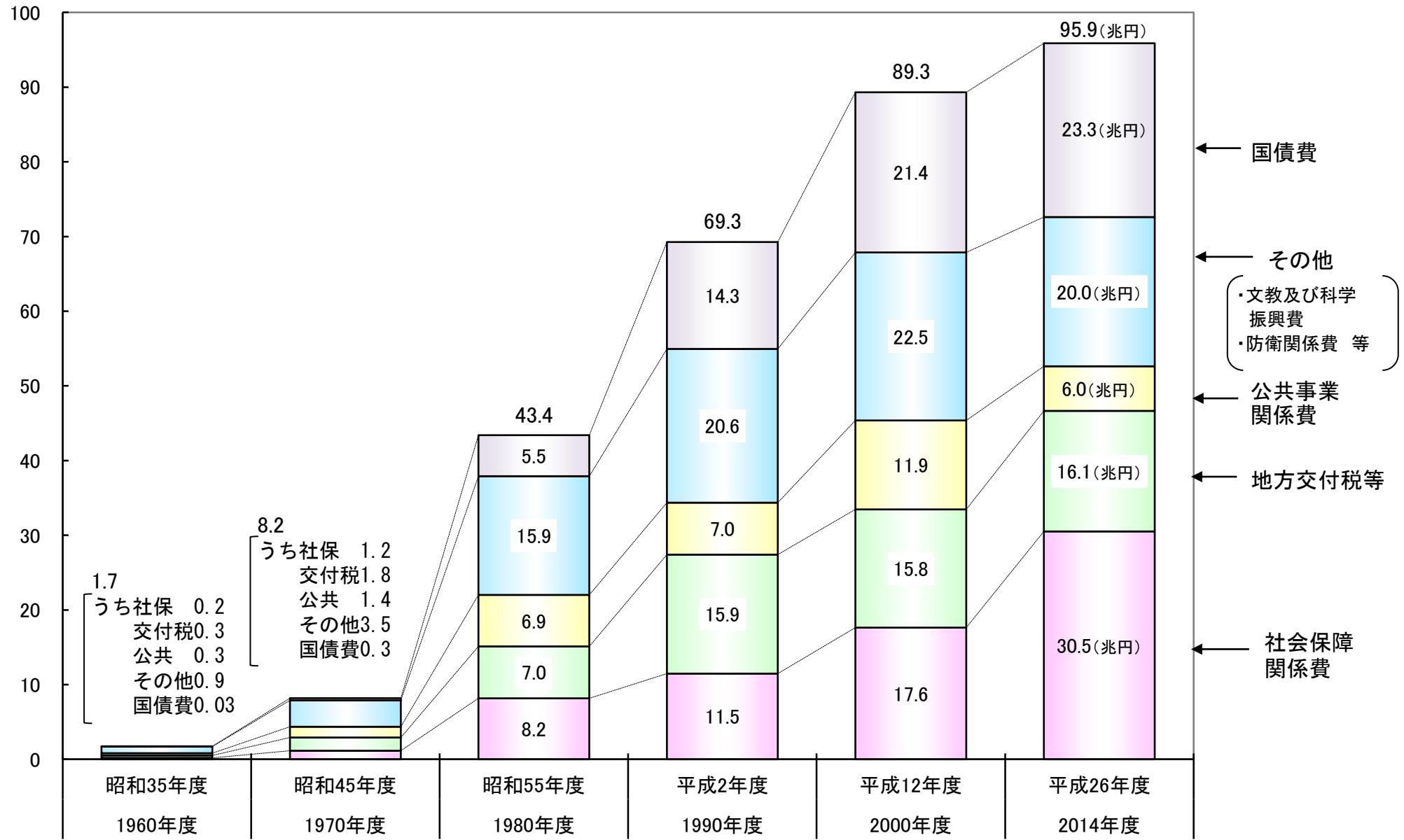


※一般政府=国+地方+社会保障基金

※景気循環調整とは、失業保険給付や各種税収など景気変動の影響を受ける歳出・歳入項目について、景気変動による影響部分を除くこと。

(出典)日本:内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2014年1月20日)、諸外国:IMF資料、アメリカの連邦政府財政赤字のみ、大統領府行政管理予算局(OMB)資料(注)2010年(度)は実績、2013年(度)以降は見通し。

# 一般会計歳出の主要経費の推移



(注)平成12年度までは決算、26年度は政府案による。

### (3) 社会保障制度改革

# 「社会保障・税一体改革」による社会保障の安定財源確保

- 今般の社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる增收分を含む消費税収(国・地方、現行の地方消費税を除く)は、全て社会保障財源化される。
- 26年度の消費税增收分5.0兆円(国・地方)について、次のとおり、すべて社会保障の充実・安定化に向ける。①まず、基礎年金国庫負担割合2分の1の引上げに2.95兆円程度を充てる。②その上で、社会保障の充実(公費:0.50兆円、国費0.22兆円)及び消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増への対応(公費0.23兆円、国費0.15兆円)に向ける。(残余(約1.3兆円)は後代への負担の付け回しの軽減に向けられる。)
- 今般の消費税率の引上げにより、社会保障4経費と消費税収(国・地方、現行の地方消費税を除く)の差額は22.1兆円から20.7兆円に縮小することになる。

## <改革を織り込んでいない姿>

**社会保障4経費  
(国・地方)  
32.9兆円**

32.9兆円  
(国費:23.6兆円)

差額  
22.1兆円

消費税収4%分  
(現行の地方  
消費税除く)  
10.8兆円

**社会保障4経費  
(国・地方)  
36.5兆円**

社会保障の充実  
0.50兆円  
消費税引上げに伴う増  
0.23兆円  
年金国庫負担1/2等  
2.95兆円

32.9兆円  
(国費:23.6兆円)

## <改革を織り込んだ姿>

差額  
20.7兆円

0.50兆円  
(国費:0.22兆円)  
0.23兆円  
(国費:0.15兆円)  
2.95兆円  
1.3兆円(後代への負担  
の付け回しの軽減)

消費税収4%分  
(現行の地方  
消費税除く)  
10.8兆円

5.0兆円(国分  
3%引上  
4.3兆円)  
消費税  
上  
分  
上  
3%  
上  
4.3  
兆円)

(注1)上記の計数は、平成26年度当初予算ベース。

(注2)社会保障制度改革推進法では、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされている(社会保障制度改革推進法第2条第1項4号)。

(注3)上図の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。

(注4)引上げ分の地方消費税については、地方税法において、社会保障施策に要する経費に充てるとされている。また、引上げ分の地方消費税と消費税に係る交付税法定率分の総額を、地方単独事業を含む地方の社会保障給付費の総額と比較し、社会保障財源となっていることを毎年度確認することとされている。

# 社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税引上げによる增收分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等\*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

子ども・子育て

## ○子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
  - ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
  - ・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
  - ・社会的養護の充実
- など

**0.7兆円程度**

医療・介護

## ○医療・介護サービスの提供体制改革

### ①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

- ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしていくことで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
  - ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
  - ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。
- (新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)

### ②地域包括ケアシステムの構築

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。
- i ) 医療と介護の連携、ii ) 生活支援・介護予防の基盤整備
  - iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
  - v) マンパワーの確保等
- など

## ○難病、小児慢性特定疾患に係る 公平かつ安定的な制度の確立

**1.5兆円程度**

※充実と重点化・効率化  
を併せて実施

年金

## ○現行制度の改善

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- ・受給資格期間の短縮
- ・遺族年金の父子家庭への拡大

**0.6兆円程度**

\* 2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。

(注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、  
公費に影響のあるものについて整理したものである。

## 【法律の趣旨等】

- 社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定（平成25年8月21日）
- この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして提出（平成25年12月5日成立、同13日公布・施行）

## 【法律の主な概要】

### ■ 講すべき社会保障制度改革の措置等

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの

- 少子化対策（既に成立した子ども・子育て関連法、待機児童解消加速化プランの着実な実施 等）
- 医療制度（病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策 等）
- 介護保険制度（地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減 等）
- 公的年金制度（既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方 等）

※ 医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成26年通常国会に、医療保険制度については平成27年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指すものと規定。

### ■ 改革推進体制

上記の措置の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を設置

### ■ 施行期日

公布の日（平成25年12月13日）（一部を除く。）

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律による社会保障制度改革の工程表(平成29年度まで)

社会保障

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
少子化対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法に基づく保育緊急確保事業、子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業(含:待機児童解消加速化プラン)</li> <li>・社会的養護の充実</li> </ul> <p>※次世代育成支援対策推進法(26年度末までの時限立法)の延長を検討</p>			
医療制度	医療サービス等の提供体制	<p>▲ 必要な法律案の26年通常国会への提出を目指す</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①病床の機能分化・連携及び在宅医療・在宅介護の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・病床機能に関する情報を都道府県知事に報告する制度の創設</li> <li>・地域の医療提供体制の構想の策定及びこれを実現するために必要な方策(必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化等)</li> </ul> </li> </ul>	<p>現行医療計画(～29年度)</p> <p>必要な措置を29年度までを目途に順次講ずる</p>		* 30年度～次期医療計画
	医療保険	<p>▲ 必要な法律案の27年通常国会への提出を目指す: * 支援金等の現行の特例措置が26年度末で終了</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①医療保険制度等の財政基盤の安定化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保に対する財政支援の拡充</li> <li>・国保の保険者、運営等の在り方に關し、上記の国保に対する財政支援の拡充により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の役割が積極的に果たされたるよう、都道府県・市区町村で適切に役割分担するため必要な方策</li> <li>・平成25年健保法等改正法附則2条に規定する所要の措置 (協会けんぽの国庫補助率や高齢者の医療の費用負担の在り方)</li> </ul> </li> </ul> <p>※上記措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方等について、必要に応じ検討</p>	<p>必要な措置を26年度から29年度までを目途に順次講ずる</p>		
	難病対策・小児慢性特定疾患対策	<p>▲ 必要な法律案の26年通常国会への提出を目指す</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難病対策に係る都道府県の超過負担の解消</li> <li>・公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立など</li> </ul>	<p>必要な措置を26年度を 目途に講ずる</p>		
介護保険制度		<p>第5期介護保険事業計画(～26年度)</p> <p>▲ 必要な法律案の26年通常国会への提出を目指す</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・在宅介護の提供に必要な関係者の連携の強化</li> <li>・高齢者の自立した日常生活の支援・介護予防に関する基盤整備</li> <li>・認知症である者に係る必要な施策</li> </ul> </li> <li>②地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し ※後期高齢者支援金の全面総報酬割に係る検討状況等を踏まえ、介護報酬金の総報酬割について検討し、必要な措置を講ずる</li> </ul>	<p>第6期介護保険事業計画(～29年度)</p> <p>必要な措置を27年度を 目途に講ずる</p>		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>③一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し</li> <li>④いわゆる補足給付の支給の要件に資産を勘案する等の見直し</li> <li>⑤特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直し</li> <li>⑥第一号被保険者の介護保険料に係る低所得者の負担の軽減</li> <li>⑦介護報酬に係る適切な対応の在り方</li> </ul> <p>など</p>	
公的年金制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎年金の国庫負担割合の2分の1への恒久的な引上げ</li> <li>・遺族基礎年金の支給対象の拡大</li> </ul> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①マクロ経済スライドに基づく年金の額の改定の在り方</li> <li>②短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用範囲の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金生活者支援給付金の支給</li> <li>・老齢基礎年金の受給資格期間の短縮</li> </ul>		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>③高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方</li> <li>④高所得者の年金給付の在り方・公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し</li> <li>⑤その他必要な事項</li> </ul>	

※ 本工程表は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に盛り込まれた講ずべき社会保障制度改革の措置等のうち、講ずる時期等が明示されている措置や検討事項の内容について記載したものである。

## (4) 消費税率引上げにあたっての対応

消費税率の引上げにあたっては、税収増を社会保障の充実・安定化に充てるのみならず、デフレ脱却と経済再生に向けた取組みを更に強化するため、以下の①～⑦を「経済政策パッケージ」として取り組む。

### ① 成長力底上げのための政策

- ・ 成長戦略関連施策の当面の実行方針
- ・ 投資減税措置等

### ② 「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

### ③ 新たな経済対策の策定

### ④ 簡素な給付措置

### ⑤ 住宅取得等に係る給付措置

### ⑥ 転嫁対策

### ⑦ 復興の加速等

## ① 成長力底上げのための政策

○止まっていた経済が再び動き出す中で、**新陳代謝を促し、成長分野への投資や人材の移動を加速する**ことができれば、企業の収益も改善し、それが従業員の給与アップ、雇用の増大という形で国民に還元されることとなる。そうすれば、**消費が増え、新たな投資を誘発する**という好循環が実現し、地域や中小企業・小規模事業者にも波及していくこととなる。

○今回の成長戦略を新たなスタートとして、**民間の全ての経済主体が挑戦する気概を持って積極的かつ能動的に成長に向けた取組を本格化**することで、初めてこうした好循環が起動することとなり、日本経済を停滞から再生へと、そして更なる高みへと飛躍させ、成長軌道へと定着させることが可能となる。

(「日本再興戦略」(25年6月14日閣議決定))

## 成長への道筋

### 民間の力を引き出す

(新陳代謝の促進、設備投資、規制・制度改革)

- 民間投資の拡大(投資減税、リース等)
- 事業再編  
(過剰供給構造の分野に対する国の指針)
- 新事業創出(ベンチャー企業への投資促進)
- コーポレートガバナンス見直し、GPIF運用検討
- 国家戦略特区
- 健康長寿産業  
(一般用医薬品のインターネット販売)
- 農林水産業  
(農地中間管理機構による農地集積)
- エネルギー産業(電力システム改革)
- PPP・PFIの活用拡大
- ITの利活用促進(ビッグデータ利活用)

### 全員参加による総力戦

(雇用制度改革・人材力強化)

- 雇用維持型から労働移動支援型への政策転換
- 女性の活躍促進  
(待機児童解消加速化プランの展開)
- 人材マッチングへの民間の力の活用  
(ハローワーク求人情報等を民間ビジネスに開放)
- 大学改革の推進(年俸制、ガバナンス改革)
- 大学入試等へのTOEFL等の導入

### 新たなフロンティアを創る

(イノベーション、TPP)

- 総合科学技術会議の司令塔機能強化
- 既存企業の経営資源の活用によるオープンイノベーションの推進
- TPPやRCEP等の連携交渉推進
- 海外市場の獲得  
(インフラ輸出、クールジャパン等)
- 内なるグローバル化の促進  
(対内直投、高度外国人材ポイント制見直し)

## 目指すべき経済社会の姿

澱んでいたヒト、モノ、力ネを一気に動かし、10年間の平均で**名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を実現**。

その下で**1人当たり名目国民総所得の150万円以上の拡大が期待される**。

- 期待を行動に変えるために放った「第三の矢：日本再興戦略」の実行を加速し、強化。
- 戦略決定後の検討を経て、構造改革の内容や方向性が具体化し、前倒しで実行を予定している次期臨時国会提出法案などの主な関連施策について、政府一体となって強力に推進。

**【臨時国会提出予定等関連法案】**

産業競争力強化法案、国家戦略特区関連法案、会社法改正法案、薬事法等改正法案、再生医療等安全性確保法案、電気事業法改正法案、農地中間管理機構（仮称）整備のための関連法案 及び 農山漁村再生可能エネルギー法案

## 1. 規制・制度改革のための基盤整備

**戦略地域単位、企業単位、全国単位の三層構造で大胆に構造改革を加速。**

- －日本の経済社会の風景を変える突破口としての「国家戦略特区」を創設し、医療、教育、農業、都市再生などの分野で大胆な規制・制度改革を実現 〔戦略地域単位：国家戦略特区関連法案〕
- －企業単位の特例で新分野進出等を支援する「企業実証特例制度」創設 〔企業単位：産業競争力強化法案〕
- －新分野進出等が行い得るよう規制の適用の有無を明確化する「グレーゾーン解消制度」創設 〔全国単位：産業競争力強化法案〕
- －産業競争力会議と規制改革会議との連携による更なる構造改革推進

## 2. 民間投資・産業新陳代謝の促進

**企業の経営資源を将来投資に振り向けるため、事業環境整備と税制等の施策を総動員。**

- －生産性の向上につながる設備投資を促進する税制の創設
- －事業再編を促進する税制の創設
- －企業によるベンチャーファンドへの投資等を促進する税制の創設
- －独立性の高い社外取締役の導入促進【会社法改正法案】
- －公的・準公的資金の運用等の見直し

## 3. 雇用制度改革・人材力強化

**人材力強化や雇用制度改革に向けた早期取組や人事給与システムなどの大学改革を推進。**

- －民間人材ビジネス活用の加速
- －「待機児童解消加速化プラン」による取組の加速的実行等、仕事と子育て等を両立できる環境の整備
- －高度外国人材ポイント制度改革と永住許可のための在留歴の短縮【出入国管理及び難民認定法改正法案（次期通常国会）】
- －大学のイノベーション機能の強化・大学改革の推進【産業競争力強化法案関連】

## 4. 構造改革等による戦略市場の創出

**規制制度改革、官業開放等により、新たな日本経済の成長エンジンとなる市場を形成。**

- －健康・医療市場の改革と「日本医療研究開発機構（仮称）」の創設【薬事法等改正法案、再生医療等安全性確保法案 等】
- －農地集約等による競争力強化【農地中間管理機構（仮称）関連法案】
- －電力システム改革の断行と再生可能エネルギーの導入促進【電気事業法改正法案、農山漁村再生可能エネルギー法案】

## 5. 地域ごとの成長戦略の推進と中小企業・小規模事業者の革新

**国・地方一体となった体制を構築し、中小企業・小規模事業者の革新に向けた取組を推進。**

- －各地域ごとに「地方産業競争力協議会」を順次設置する等、産・学・官・金をはじめ地域の総力を挙げた取組の推進
- －地域における創業等を促進するための支援【産業競争力強化法案】
- －小規模事業者の振興に向けた枠組みの整備【小規模事業者振興のための基本法案（次期通常国会）】

# 民間投資活性化等のための税制改正のポイント

## 1. 生産性の向上につながる投資促進のための税制

### ○生産性向上設備投資促進税制の創設

①先端設備、②生産ライン等の改善につがなる設備への投資に対して即時償却又は5%税額控除

### ○中小企業投資促進税制の拡充

資本金3,000万円超1億円以下の企業に対する7%税額控除制度を創設 資本金3,000万円以下の企業に対する税額控除割合の引き上げ(7%⇒10%) 等

※中小企業投資促進税制の対象となる機械等で、生産性向上設備投資促進税制の対象設備である場合

### ○研究開発税制の拡充

増加型の措置を拡充し、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組みに改組(控除率5%⇒5%~30%)

## 2. 民間企業等によるベンチャー投資の促進のための税制

### ○ベンチャー投資促進税制の創設

企業投資家と事業拡張期にあるベンチャー企業の橋渡し役となるベンチャーファンドを通じた出資金の損失に備える準備金につき損金算入

※別途、地域における創業促進のための登録免許税の負担軽減措置

## 3. 収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革を促進するための税制

### ○事業再編促進税制の創設

収益力向上のため、複数企業間で経営資源の融合による事業再編を行う場合、出資金・貸付金の損失に備える準備金につき損金算入

※あわせて、登録免許税の負担軽減措置

## 4. 設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制

### ○既存建築物の耐震改修投資を促進する税制の創設

義務化された耐震診断の結果の報告後5年以内に行った耐震改修について特別償却

## 5. 企業収益が賃金の上昇につながる好循環を実現するための税制

### ○所得拡大促進税制の拡充

- ・給与等総支給額要件の見直し(現行5%増加 ⇒ 25・26年度; 2%; 27年度; 3%; 28・29年度; 5%)
- ・平均給与等要件の見直し(全従業員の平均給与→継続従業員の平均給与)

## ② 「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

# 「経済の好循環実現に向けた政労使の取組について」

(平成25年12月20日 経済の好循環実現に向けた政労使会議) の概要

## 基本的考え方と経緯

- デフレ脱却と経済再生を図るため、企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、経済の好循環を実現することが必要。
- こうした認識の下、政労使の三者が共通認識の醸成を図るため、これまで政労使会議の場で5回にわたり真摯な議論を重ねてきた。
- このたび、経済の好循環の実現に向けて、政労使の三者(※)が一致協力して取り組むとの認識に至った。今後、それぞれが具体的な取組を進めるとともに、その成果を確認する。

## 政労使の具体的取組

### 1. 賃金上昇に向けた取組

○労使は、各企業の経営状況に即し、経済情勢や企業収益、物価等の動向も勘案しながら十分な議論を行い、企業収益の拡大を賃金上昇につなげていく。

○労働者の将来への安心感を醸成し、賃金上昇を消費拡大につなげていくという観点から、様々な対応を検討する。

### 2. 中小企業・小規模事業者に関する取組

○労使は、各企業の経営状況や今後の経済状況等に応じつつ、日本経済の好転によってもたらされた企業収益の拡大を賃金上昇につなげていく。

○中小企業・小規模事業者を調達先とする企業は、復興特別法人税の廃止の趣旨を踏まえ、取引価格の適正化に努める。

### 3. 非正規雇用労働者のキャリアアップ・待遇改善に向けた取組

○労使は、正規と非正規の二元的な働き方を固定化させることではなく、それぞれの職場のニーズに応じ、ステップアップのための多様な形態の正規雇用労働者の実現・普及や人事待遇制度の普及・活用に向けた取組を進めることにより、非正規雇用労働者がその意欲と能力に応じて正規雇用労働者に転換する道筋を積極的に広げる。

### 4. 生産性の向上と人材の育成に向けた取組

○企業は、女性の活躍の促進や多様な人材の活用を図るとともに、各個人の希望と企業経営上のニーズに応じた柔軟な働き方の実現に向け労使で積極的に話し合い、ワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図る。

※

内閣総理大臣

日本商工会議所 会頭

日本労働組合総連合会 会長

安倍 晋三

三村 明夫

古賀 伸明

(一社)日本経済団体連合会 会長

米倉 弘昌

全国中小企業団体中央会 会長

鶴田 欣也

# 所得拡大促進税制の拡充(案)

- 個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進するため、所得拡大促進税制の拡充を行う。具体的には、次の見直しを行った上、その適用期限を平成30年3月31日まで2年間延長する。

(1) 雇用者給与等支給増加割合の要件（現行：5%以上）について次のとおりとする。

- ① 平成27年4月1日前に開始する事業年度 2%以上（平成26年4月1日前に終了する事業年度にも適用）
- ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度 3%以上
- ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度 5%以上

(2) 平均給与等支給額の要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を、継続雇用者に対する給与等（※）に見直した上で、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること（現行：以上であること）とする。

※適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいう。

## 【現行制度の概要】

基準年度と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除（法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度）できる

控除対象給与等支給増加額の  
10%を税額控除

控除対象給与  
等支給増加額

控除対象給与  
等支給増加額

基準年度か  
らの増加額

対象給与等  
支給額

対象給与等  
支給額

基準年度

基準年度か  
らの増加額

対象給与等  
支給額

適用初年度

適用2年目

## 【改正案】

平成25、26年度：2%以上  
平成27年度：3%以上  
平成28、29年度：5%以上

## 【要件】

- (1) 基準年度と比較して5%以上給与等総支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度以上であること

【改正案】継続雇用者に対する給与等に見直した上で「前年度を上回ること」に変更

### ③ 新たな経済対策の策定

## 基本的考え方

○本対策は、平成25年10月1日に決定した「経済政策パッケージ」の一部をなすもの

○同パッケージに盛り込まれた1兆円規模の税制措置等と併せ、5兆円規模の本対策を速やかに実行し、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものに

(基本方針)

■消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減緩和のため、26年度前半に需要が発現する施策に重点化

■一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰できるよう、経済の成長力底上げに資するとともに、持続的な経済成長の実現に資するため、消費や設備投資の喚起など民間需要やイノベーションの誘発効果が高い施策に重点化、未来への投資

## 本対策の具体的施策

### I.競争力強化策

1. 競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等

(1)競争力強化に資する設備投資等の促進

(2)科学技術イノベーション、技術開発の推進

(3)海外展開の推進

(4)金融機能の強化、公的・準公的資金の運用等の見直し

2. エネルギーコスト対策

3. 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機とした都市インフラ整備等

(1)交通・物流ネットワーク等の都市インフラ整備等

(2)オリンピック・パラリンピック施設の整備等

4. 地域、農林水産業、中小企業・小規模事業者の活力発揮

(1)地域づくり・まちづくり

(2)農林水産業の活力発揮

(3)中小企業・小規模事業者の革新

### II.女性・若者・高齢者・障害者向け施策

1. 女性の活躍促進、子育て支援・少子化対策

(1)女性の活躍促進

(2)子育て支援・少子化対策

2. 若者の活躍促進、雇用対策

3. 高齢者・障害者への支援

(1)大規模な災害等への対応体制の強化

(2)地域経済に配慮した社会資本の強靭化・老朽化対策等

(3)学校施設等の耐震化等の推進

(4)原子力事故対応・原子力防災対策等の充実

(5)台風災害等からの復旧

3. 安全・安心な社会の実現

(1)良好な治安の確保

(2)安心の確保

(3)危機管理

### IV.低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

### V.経済の好循環の実現

### VI.経済対策の実行

(1)本経済対策の速やかな実行

(2)進捗状況の把握

# 「好循環実現のための経済対策」の規模・効果

消費税率  
引上げ

## 本対策の規模

	国費	事業規模
I. 競争力強化策	1.4兆円程度	13.1兆円程度
II. 女性・若者・高齢者・障害者向け施策	0.3兆円程度	0.4兆円程度
III. 復興、防災・安全対策の加速	3.1兆円程度	4.5兆円程度
1. 東日本大震災の被災地の復旧・復興	1.9兆円程度	2.4兆円程度
2. 国土強靭化、防災・減災、安全・安心な社会の実現等	1.2兆円程度	2.1兆円程度
IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和	0.6兆円程度	0.6兆円程度
合計	5.5兆円程度（注）	18.6兆円程度

（注）このほか、地方交付税交付金の増1.2兆円、公共事業等の国庫債務負担行為0.3兆円、財政融資0.1兆円。

## 本対策の効果

### ○予算措置による経済効果（現時点での概算）

**実質GDP比概ね1%程度、雇用創出25万人程度**

○盛り込まれた成長力底上げに資する施策に加えて、経済の好循環の実現に向けた取組、さらには、経済政策パッケージで決定された1兆円規模の税制措置等の実行

⇒民間投資、消費の喚起や生産性向上につながり、所得・雇用の増大を伴う経済成長

# 平成25年度補正予算について（平成25年12月12日 概算決定）

- 「好循環実現のための経済対策」（12月5日閣議決定）の実行に伴う国費 5兆4,956億円

## I 競争力強化策 1兆4,184億円

- ・競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等 [4,245億円]
- ・エネルギーコスト対策 [890億円]
- ・オリンピック東京大会を契機としたインフラ整備等 [1,011億円]
- ・地域、農林水産業、中小企業等の活力発揮 [8,037億円]

## II 女性・若者・高齢者・障害者向け施策 3,005億円

- ・女性の活躍促進、子育て支援・少子化対策 [1,685億円]
- ・若者の活躍促進、雇用対策 [822億円]
- ・高齢者・障害者への支援 [498億円]

## III 復興、防災・安全対策の加速 3兆1,274億円

- ・東日本大震災の被災地の復旧・復興 [1兆9,308億円※]  
※復興特別法人税1年前倒し廃止に伴う補填8,000億円を含む
- ・国土強靭化、防災・減災の加速、原子力防災対策等 [1兆946億円]
- ・安全・安心な社会の実現 [1,021億円]

## IV 低所得者等への影響緩和、駆け込み需要と反動減の緩和 6,493億円

- ・一般の住宅取得に係る給付措置(すまい給付金) [1,600億円]
- ・簡素な給付措置(臨時福祉給付金) [3,420億円]
- ・子育て世帯に対する臨時特例給付措置 [1,473億円]

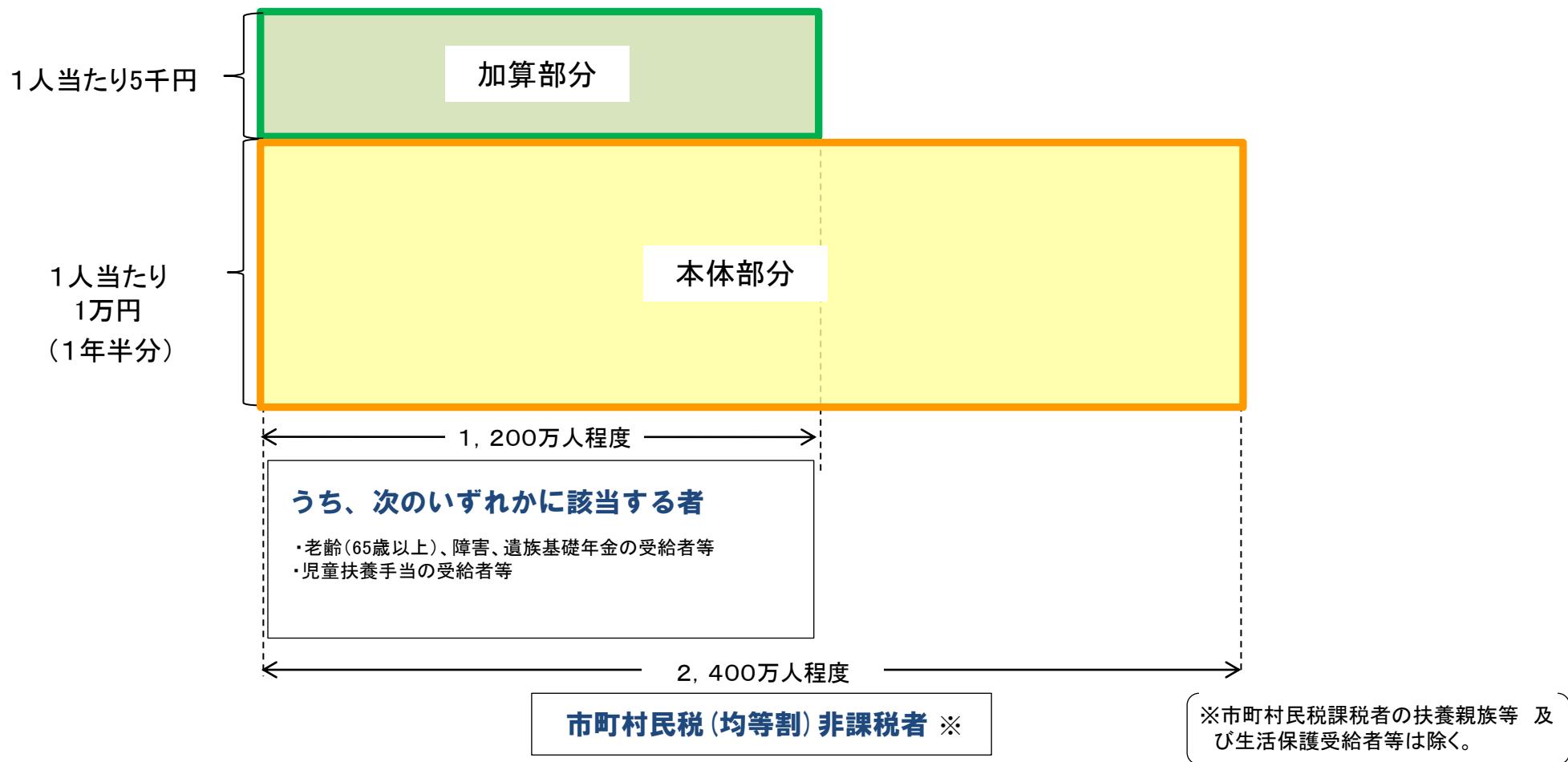
- 地方交付税交付金の増 [1兆1,608億円]、国際分担金等の追加財政需要 [3,636億円]  
 □ 財源は税収、税外収入、前年度剰余金等で確保。新規国債の増発は行わない。

## ④ 簡素な給付措置

## 簡素な給付措置

〔約3,000億円〕

- 市町村民税(均等割)が課税されていない者(※)に対し、一人当たり1万円を給付。
- これらの対象者のうち、次のいずれかに該当する者には、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人当たり5千円を加算。
  - ・老齢基礎年金(65歳以上)、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当の受給者等



## ⑤ 住宅取得等に係る給付措置

# 一般の住宅取得に係る給付措置

〔約3,100億円〕

## 1. 紹介

【消費税率8%時（平成26年4月～平成27年9月）】

都道府県民税所得割額（収入額の目安） <sup>注</sup>	給付額
6.89万円以下（425万円以下）	30万円
6.89万円超8.39万円以下（425万円超475万円以下）	20万円
8.39万円超9.38万円以下（475万円超510万円以下）	10万円

注 標準的な世帯（夫婦及び中学生以下の子2人）において、夫が住宅取得する場合の夫の収入額の目安。実際の給付に当たっては、これを踏まえた住民税納付額などの客観的基準によって給付額を設定。

【消費税率10%時（平成27年10月～平成29年12月）】

税制抜本改革法附則第18条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、平成27年10月1日に消費税率が10%に引き上げられた場合の給付措置については、「住宅取得に係る給付措置についての自由民主党・公明党の合意」（平成25年6月26日）を踏まえたものとする。

## 2. 紹介対象・紹介方法等

### ①紹介対象者

引上げ後の消費税率が適用され、一定の質が確保された新築住宅又は中古住宅を取得し自ら居住する者。ただし、住宅ローンを利用せずに住宅を取得する者については、50歳以上であって、住民税（都道府県）所得割額が13.3万円以下の者に限るものとする。

### ②紹介方法

住宅取得に係る給付措置は、原則として、次の方法により行う。

- ・給付事務は公募により選定する者が行う。
- ・給付申請は住宅取得者又はこれを代行する者が行う。
- ・給付金は住宅取得者又は住宅取得者に代わる者として当該住宅の請負人・売主が受領する。
- ・給付は現金を指定の口座に振り込むことにより行う。

### ③その他

この閣議決定に定めるもののほか、本措置の実施業務につき必要な事項は、国土交通大臣が別に定める。

## ⑥ 転嫁対策

# 転嫁対策等の取組みについて

## 1. 消費税転嫁対策特別措置法 ※25年10月1日施行

- ・減額・買いたたき等の転嫁拒否等の行為の禁止
- ・消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止
- ・税込価格の誤認防止措置を講じた場合、税抜価格の表示が可能。
- ・転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法の適用除外

## 2. 転嫁拒否等に関する監視・取締り

- ・より迅速かつ効果的に監視・取締りを行う観点から、公取委、経産省（中企庁）、消費者庁、事業所管省庁に調査・指導を行う権限を付与。
- ・公取委・経産省（中企庁）合わせ600名程度を臨時的に増員、転嫁拒否等調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官等を配置。
- ・政府全体の司令塔として、内閣官房に消費税価格転嫁等対策推進室を設置。
- ・違法行為を効果的に摘発するため、過去を大幅に上回る規模（15万社）の書面調査を実施（公取委・経産省（中企庁））。26年度以降は、25年度を大幅に上回る規模の悉皆的書面調査を実施予定。

（注）消費税導入時：親事業者、下請事業者それぞれ7,000社、66,000社。

平成9年の引上げ時：親事業者、下請事業者それぞれ1,000社、5,000社。

## 3. 事業者に対する指導・要請

- ・約20万事業者に対し消費税転嫁対策特別措置法の遵守について要請文書を発出（公取委、経産省（中企庁））。別途、関係団体に要請文書を発出（消費者庁）。
- ・書面調査の結果を踏まえ、周知徹底を強化（公取委、経産省（中企庁）、国交省）。
- ・所管業界団体等に対し消費税転嫁対策特別措置法の遵守について指導通知を発出（各事業所管省庁）。

## 4. 転嫁拒否等に関する相談対応

- ・各省庁や都道府県等、中小企業団体に相談窓口を設置。
- ・政府共通の相談窓口（消費税価格転嫁等総合相談センター）を設け、電話・メールを使った相談対応を実施。
- ・全国各地で事業者向け移動相談会を実施（公取委）。
- ・転嫁・表示カルテルの届出窓口を設置（公取委）。
- ・便乗値上げに関する情報・相談受付窓口を設置（消費者庁）。

## 5. 事業者・消費者に対する広報

- ・事業者等向けのパンフレットを作成し、幅広く配布・周知。
- ・消費税転嫁対策特別措置法の事業者等向け説明会を実施（公取委）。
- ・業界団体等が主催する説明会への講師を派遣（公取委、消費者庁、財務省・国税庁）。
- ・政府広報において、転嫁対策に関する新聞広告を実施。
- ・社会保障・税一体改革の意義等に関する一般向け広報も展開。

## 6. 国・地方公共団体における対応

- ・政府等が行う物品・サービスの調達に関し、平成26年度予算政府案において、税率引上げ後の消費税相当額を適切に反映。
- ・地公体が行う予算編成等において、政府と同様の対応を行うよう要請。

## 7. 公共料金等の改定

- ・消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について、基本的考え方を取りまとめ（物価担当官会議申合せ）。

### 3. 平成26年度予算

# 平成26年度予算のポイント

- 経済再生・デフレ脱却と財政健全化をあわせて目指す予算。
- 社会保障・税一体改革を実現する最初の予算。

## 未来への投資と暮らしの安全・安心を推進

- ① 競争力を強化し、民需主導の経済成長を促す施策(科学技術の司令塔機能強化、新たな医療分野の研究開発体制整備、農地バンクなど)に重点。
- ② 社会保障・税一体改革による消費税增收分を活用し、子育て支援(待機児童対策)などを充実。
- ③ インフラ老朽化対策や東京五輪を契機とした交通・物流ネットワーク整備の加速のため公共事業予算を重点化。
- ④ 厳しさを増す安全保障環境に対応する観点から防衛力整備を着実に進めるため、昨年度に引き続き防衛予算を充実。
- ⑤ 診療報酬改定に際し、新たな国民負担増を避けつつ、地域医療向け補助金により医療の提供体制を充実。
- ⑥ アベノミクスによる税収増を反映して地方交付税等を減額しつつ、社会保障の充実分を増額し地方の一般財源総額を確保。

## 25年度補正予算と一体として機動的財政運営を実現

- 25年度補正予算(経済対策関連5.5兆円)と一体的に編成。補正予算により、来年度前半に見込まれる反動減を緩和し、成長力を底上げ。

## 財政健全化も着実に前進

- ① 27年度(2015年度)PB赤字GDP比半減、32年度(2020年度)PB黒字化を目指して、着実に歳出を効率化し、5兆円を上回るPB改善。
- ② 新規国債発行額は前年度から1.6兆円の減額。

(参考)「中期財政計画」(平成25年8月8日閣議了解)

これらにより、国的一般会計の基礎的財政収支について、少なくとも、平成26年度及び平成27年度の各年度4兆円程度改善し、(略)これをもって、国・地方の基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標の達成を目指す。

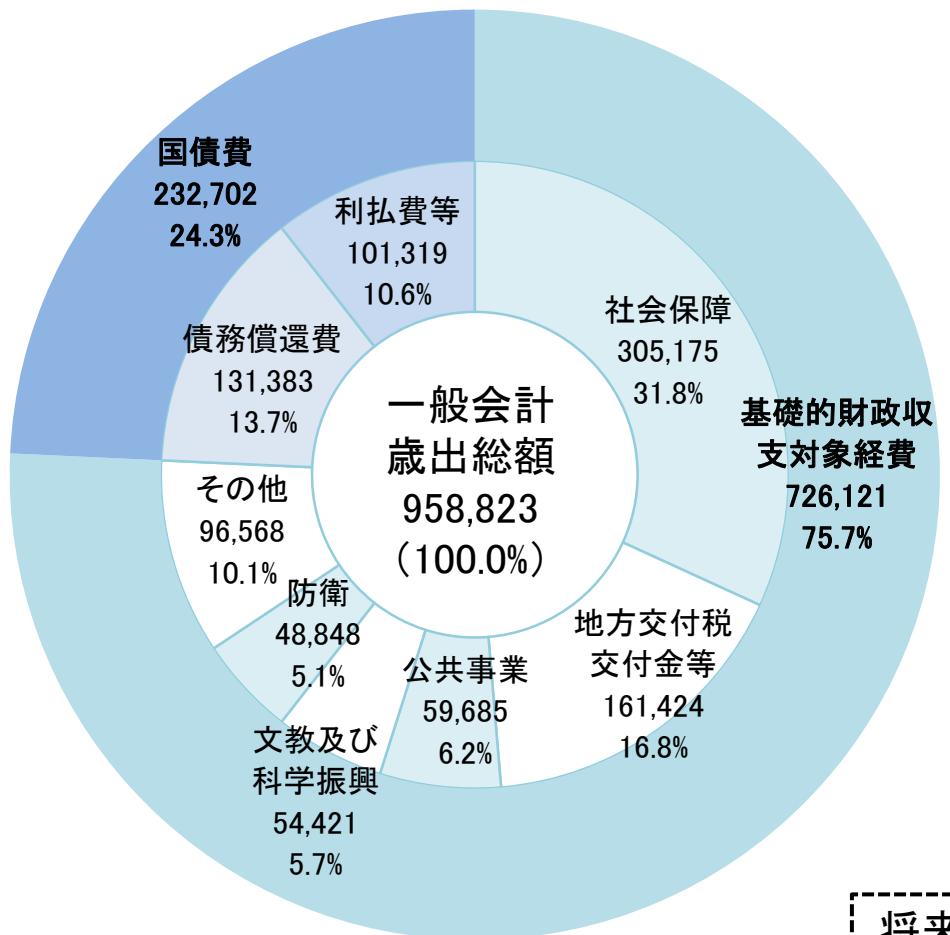
また、新規国債発行額については、平成26年度及び平成27年度において、それぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力する。

## 平成26年度予算フレーム

(単位：億円)

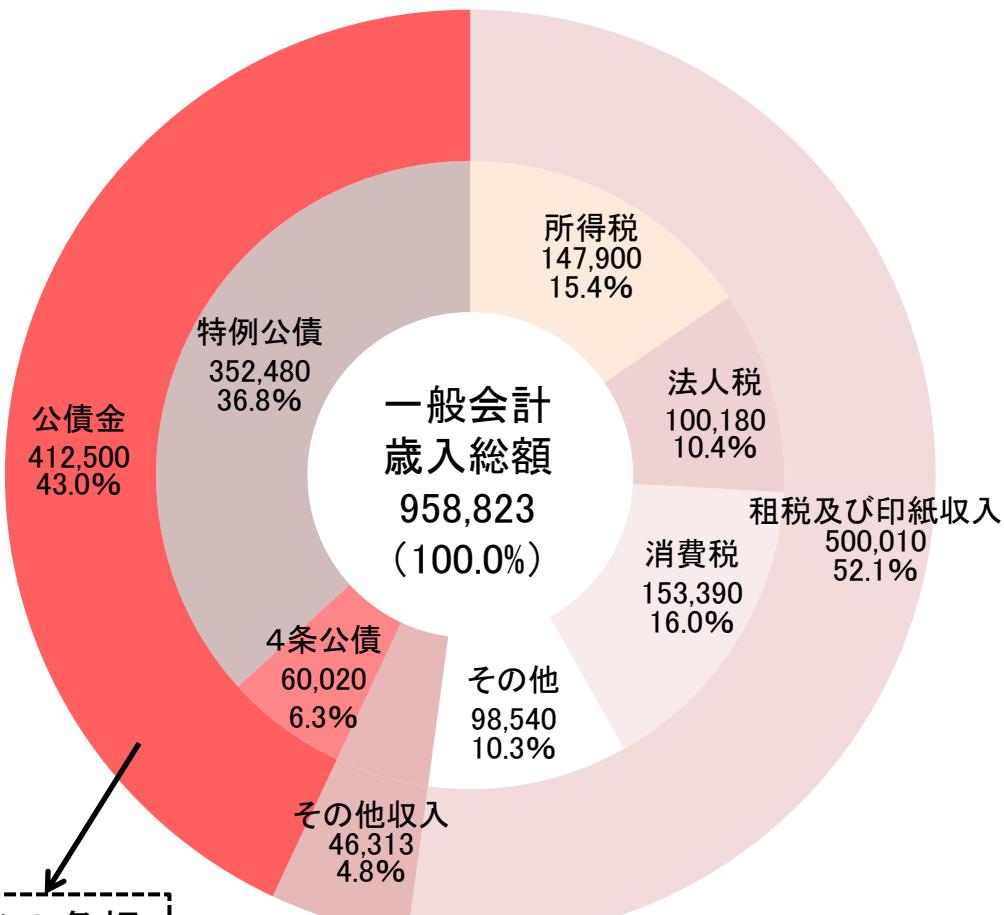
		25年度予算 (当初)	26年度予算	25' → 26'	備 考
(歳 入)					
税 収	430,960	500,010	69,050	○ 消費税率の引上げに伴う税収増45,350億円を含む	
そ の 他 収 入	40,535	46,313	5,778	○ 特別会計の一般会計への統合に伴う増7,946億円を含む	
公 債 金	428,510	412,500	△16,010	○ 公債依存度 43.0% (25年度 46.3%)	
うち 4条公債（建設公債）	57,750	60,020	2,270		
うち特例公債（赤字公債）	370,760	352,480	△18,280		
年 金 特 例 公 債 金	26,110	—	△26,110		
計	926,115	958,823	32,708		
(歳 出)					
国 債 費	222,415	232,702	10,287	○ 年金特例公債に係る償還費等3,027億円を含む	
基礎的財政収支対象経費	703,700	726,121	22,421	○ 特別会計の一般会計への統合に伴う増7,946億円 社会保障4経費の充実等 3,789億円 (消費税率引上げによる増収が財源) 高齢者医療負担軽減等 4,101億円 (これまで補正予算で計上していたもの)	15,836億円 を含む
うち社会保障関係費	291,224	305,175	13,951		
うち地方交付税交付金等	163,927	161,424	△2,502	○ 地方税収の伸びを反映。地方税、地方交付税等の地方の一般財源総額について社会保障の充実分を増額。	
計	926,115	958,823	32,708	○ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）△18.0兆円 (25年度 △23.2兆円。対前年度5.2兆円の改善)	

【歳出】



【歳入】

(単位: 億円)



将来世代の負担

## 4. 好循環実現のための税制改正

# 好循環実現のための税制改正等

税制

25年度税制改正・26年度税制改正一体として、デフレ脱却・経済再生に向けた経済好循環の実現をサポートし、同時に、税制抜本改革を着実に実施。

## I 雇用・所得・消費の拡大

- 雇用促進税制の拡充 (H25)
- 所得拡大促進税制の創設 (H25)・拡充 (H26\*)
- 復興特別法人税の1年前倒し廃止 (H26)
- 交際費課税の緩和 (H26)
- 住宅ローン減税等の拡充 (H25)
- NISAの拡充等 (H25) (H26)
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 (H25)
- 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し (H26)  
※「好循環実現のための経済対策」
  - ・女性・若者・高齢者・障害者向け施策
  - ・低所得者への影響緩和、駆込み需要と反動減の緩和  
(一般の住宅取得に係る給付措置、簡素な給付措置等)

## II 民間投資の活性化、産業の新陳代謝の促進

- 生産等設備投資促進税制の創設 (H25)
- 生産性向上設備投資促進税制の創設 (H26\*)
- 研究開発税制の拡充 (H25) (H26\*)
- 設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制 (H26\*) (H26)
- ベンチャー投資促進税制の創設 (H26\*)
- 事業再編促進税制の創設 (H26\*)

## III 地域経済の活性化、中小企業や被災地への支援

- 中小企業投資促進税制の拡充 (H26\*)
- 商業・サービス業等を営む中小企業等の支援措置の創設 (H25)
- 中小企業の交際費課税の緩和 (H25)
- 転嫁対策特別措置法の施行(25年10月～)
- 復興支援のための税制上の対応 (H25) (H26)
- 納税環境整備(延滞税等の引下げ (H25)、猶予制度の見直し (H26) 等)

- ※「好循環実現のための経済対策」
  - ・地域、農林水産業、中小企業等の活力発揮
  - ・東日本大震災の復旧・復興

## IV 税制抜本改革の着実な実施

- 消費税率8%への引上げの確認
  - ✓ 税率引上げ分の収税は社会保障の充実・安定化のため全て社会保障財源化  
(例)子ども・子育て支援の充実、医療・介護サービスの提供体制改革 等
  - ✓ 社会保障プログラム法の成立(25年12月)  
→ 社会保障制度改革の全体像・進め方を明示
- 所得税の最高税率の見直し (H25)
- 相続税・贈与税の見直し (H25)
- 車体課税の見直し (H26)
- 給与所得控除の見直し (H26)
- 住宅ローン減税等の拡充 (H25)  
(再掲)
- 地方法人課税の偏在是正 (H26)

\* (H25) は平成25年度税制改正大綱、(H26) は平成26年度税制改正大綱で決定したもの。

(H26\*) は平成26年度税制改正大綱に盛り込まれた項目のうち、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日)において先行決定したもの。

**ご清聴ありがとうございました。**